



「損害保険の申請の代行します」の勧誘にご注意！の巻



見守りポイント

- ◎台風などの自然災害で被災した地域に「損害保険の申請を代行します」といった勧誘電話があったという相談が増えています。
- ◎保険の申請代行を依頼すると、高額な手数料を請求されたり、住宅などの修理で高額な契約をしてしまいトラブルになることがあります。

対処方法

- ◆台風や豪雨、地震などで住宅に被害が出た場合は、あわてて代行依頼することなく、まず加入している保険会社に保険請求期間（消滅時効は3年）等を確認しましょう。
- ◆住宅などの修理が必要な場合は、複数の業者から見積もりを取り、よく検討しましょう。

和歌山県消費生活センター

〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

073-433-1551

和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027

田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内

0739-24-0999

※消費者ホットライン☎188でもお近くの相談窓口につながります。